

# 選 択 約 款

(家庭用厨房・給湯・暖房契約)

平成29年4月1日実施

筑紫ガス株式会社

## 目 次

1. 目 的 .....	1
2. 選択約款の届出および変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の締結 .....	2
6. 使用量の算定 .....	3
7. 料 金 .....	3
8. 契約の変更又は解消 .....	3
9. 設置確認について .....	4
10. その他 .....	4
付 則 .....	5
別 表 .....	6

## 1. 目的

この約款は、家庭用の厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択供給約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所

などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

- (5) 「適用期間」とは12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「単位料金」とは、小売供給(一般契約)約款23.に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

家庭用として専用住宅で風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて厨房機器・暖房機器を使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) この約款に関する契約は、当社が4.に基づくお客さまの適用条件を確認した上で、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
  - ② 小売供給(一般契約)約款に定める契約(以下「一般契約」といいます。)又は他の選択約款からこの約款へ変更した場合には、この約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この約款への変更の日までといたします。
  - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は

一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまがこの約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込まれた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、小売供給（一般契約）約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの約款に基づく料金を、小売供給（一般契約）約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間の末日が「適用期間」に属する場合には、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給（一般契約）約款 2 3. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。料金期間の末日が「その他の期間」に属する場合には、一般契約に定める料金の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

## 8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は 2. (1) によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消する

ことができるものといたします。

- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 9. 設置確認について

- (1) 当社は厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの約款の申し込みを承諾しない又はすみやかにこの約款に基づく契約を解約し解約日以降小売供給（一般契約）約款を適用いたします。

- (2) 厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この約款に基づく契約を解約したものといたします。

## 10. その他

その他の事項については、小売供給（一般契約）約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+諸費税率)

2. 料金表(適用期間)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから24立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が24立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A(消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	739.80円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	218.60円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに小売供給(一般契約)約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B(消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,131.47円
------------------	-----------



② 基準単位料金

1立方メートルにつき	160.61円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに小売供給（一般契約）約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,893.11円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.46円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに小売供給（一般契約）約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。